

名護市教育委員会議事録

会議名	第 299 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 2 年 8 月 19 日（水） 開会 16：00 閉会 18：45		
開催場所	名護市役所 第 1・2 会議室		
出席者	教育長 岸本 敏 孝 委員（教育長職務代理者） 大城千代子 委員 照屋 厚 委員 大城 享 委員 宮城 惠 次	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課技幹 兼学校給食センター所長 教育施設課長 学校教育課長 学校教育課主幹 文化課長 中央図書館長 地域力推進課長 文化スポーツ振興課長 子ども育成環境整備 プロジェクト・チーム主幹 (教)総務課総務係長 学校教育課学校支援係長	萩堂 盛邦 岸本 尚志 仲田 宏 具志堅 文明 比嘉 悟 神山 英輝 比嘉 久 照屋 利伊 佐久川 純 屋部 憲克 大兼 康弘 玉城 利和 渡口 裕 ほか担当職員
欠席者			

1 議案

- 議案第 39 号 令和 2 年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第 6 号））の要求について
- 議案第 40 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約について
- 議案第 41 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設電気設備工事（博物館棟）請負契約について
- 議案第 42 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設機械設備工事（博物館棟）請負契約について
- 議案第 43 号 G I G A スクール情報機器購入請負契約について
- 議案第 44 号 幼保連携型総合施設建築工事請負契約について
- 議案第 45 号 名護市教育支援委員の委嘱について
- 報告第 10 号 令和元年度名護市学校給食センター決算の報告について
- 報告第 11 号 名護市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処分事項の報告について
- 報告第 12 号 専決処分事項の報告について（教職員の服務規律違反行為に係る内申について） ※ 秘密会

2 内容

- ・議案第39号 令和2年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第6号））の要求について

((教)総務課長より説明)

委員：3ページのスクールサポートの配置について、小学校3校、中学校2校が配置校として挙げられている。色々と検討して配置されていると思うので異議はないが、具体的な理由を聞きたい。

(教)総務課長：中規模校ということで、小学校では屋部小・大宮小・名護小・東江小・大北小、中学校では名護中・東江中・大宮中は常に名護市の市費負担職員が配置されている。緑風学園と屋我地ひるぎ学園は小・中で一つと考えて中規模校ということを確認し、今回スタッフを配置する学校が概ね12学級以上ということもあり、中規模校で名護市から配置されていない学校に対してもサポーターを配置する。

委員：現在既に市費負担職員が配置されている学校があって、まだ未配置の学校に配置するというのか。例えば少人数であるとか、各教科の選択など色々な形で市以外からの配置が学校にされている。それを足してもさらに厳しい学校に市の方は配置していったのだと思うが、まんべんなく配置するだけの考えではなく、既に配置されているが、さらに課題がある学校もあると思う。そういう現実的な課題に、大人の理論ではなく子ども達の目線に立って、大きな学校でもっと人が足りていないのであれば、さらに配置するのも良いのではないか。小規模校は全く配置されていない訳ではなく、何らかの形でされているので、まだまだ課題がある学校には複数で配置するのもあっていいのではないかと思う。

委員：小学校は3校で3名、中学校は2名配置されている。例えば小学校の3名だと、197万5千円については時間給ということになるのか。

(教)総務課長：予算としては、報酬として時間給で計算している。

委員：学校に常駐ではなくて、一定の時間だけその学校に居るのか。

教育長：勤務形態についてはどうなっているのか。

(教)総務課長：1日あたり7時間の勤務になっている。

委員：ほぼ常駐ということか。配置についてはいつからで、人員確保はもうできているのか。

(教)総務課長：人員確保はできていないが、配置期間としては11月から令和3年の3月までとなっている。

委員：確保ができてないとのことだが、見通しとして、毎回人員不足というのがあるが、せつかく予算もあるので予算を消化しないで終わるといったことがないように人員を確保して欲しい。

(教)総務課係長：こちらはまだ予算化されておらず、募集がまだできていない。従って名護市議会で予算が可決された後に公募していく。不確定ではあるが広く募っていく予定。

委員：ぜひ予算がきちんと消化できるように、人員を必ず学校に割り当てられるように工夫していただきたい。

(教育施設課長より説明)

(学校教育課長、学校教育課主幹より説明)

委員：7 ページの1 番上で、低所得者に機器は貸出しするが、通信料は各世帯持ちということは、その機器は今使っている携帯を利用するということになるのか。

学校教育課主幹：その機器自体が通信して、パソコンと繋がるようになる。ルーターを使用する。

委員：通信料はいくらくらいなのか。

学校教育課主幹：通信料は会社によって違うが、概ね3 千円から4 千円くらいになる。

委員：使用する期間はどれくらいになるのか。

学校教育課主幹：端末が配布されてからになるが10 月、11 月くらいからになると思うので、4 カ月から5 カ月くらいになる。

委員：低所得者ということは要保護か準要保護の家庭になるのか。

学校教育課主幹：低所得者用のものは、中学三年生ということではなく、中学三年生には全員渡す。通信もできるようにする。

委員：今危惧しているのが、3,500 円を月々余計に出すことになる。要らないと言ったらどうなるのか。

学校教育課主幹：常に家庭で使うということではない。学校で使う分は学校の Wi-Fi で使うので、その辺は判断してもらうしかない。

委員：GIGA 構想が全部整って後は、家に Wi-Fi がある人は通信料がかからない。そうでない場合は、別に負担が増えることになるのか。

学校教育課主幹：例えばスマホを持っている方だと、Wi-Fi ルーターがあることによって、日頃自分のスマホで使っている通信料はなくなる。普通 10 ギガとかで契約してどれだけの情報量を使用したかによってお金を払っている。その分の支払いが家庭でもずっと Wi-Fi になってしまうのでその分の支払いがなくなる。

委員：このポケット Wi-Fi でお金を払うと、家庭用が家庭の携帯も使えるということなのか。

学校教育課主幹：はい。

委員：保護世帯にポケット Wi-Fi の3 千円から4 千円の負担が新たに出るとというのが引っかけか。ルーターは貸し出しということか。

学校教育課課長：はい。結局、ルーターの補助はつくが通信料は補助がつかないため、そのフォローができないことになってしまう。通信料がかかるのであれば、やりませんと言われることは確か。次年度に関しては、基本的には学校の中で端末を使うというのは想定されていて、確かに家庭でも使いなさいと言った場合ルーターもなく、通信料も出てくるため、それはもう少しこちらが整理して対応しなくてはならないと思っている。

委員：低所得者世帯に使う、使わないについては分からないが、そこで家に持ち帰って、親が要らないと言っても、子どもとしては学習できなくなるため必要かもしれない。そこから辺は大丈夫なのか。

学校教育課長：5月6月の休業中も様々な問題が起こっていて、例えば補助が必要な家庭でなくても整備されてない家庭はある。そうすると、全ての家が通信機の通信料を払って通信機整備がされてできるかと言うとそれは難しい状況。学校としては情報をオンラインで送れるものは送って、そうでないものはしっかり保護者とやり取りしながら同じ情報を提供するという形になる。

委員：ポケット Wi-Fi と同時にタブレットを家に持って行けるということか。そのタブレットで学校からの宿題等ができるのか。

学校教育課主幹：はい。

委員：GIGA 構想は19年のスタートで5か年の時限的な事業ではなかったか。

教育長：事業の概要について説明をお願いしたい。

学校教育課長：当初段階的な事業だったが、今回のコロナ禍の中、今年で小学校1年生から中学3年生まで整備することになった。全ての子ども達に端末を配り、学校の環境を整えるということで今は進めている。

委員：5か年を待たずに一気にできるということか。

学校教育課長：はい。

委員：この予算というのは継続して補助があるのか。

学校教育課長：これに関しては文科省からの強い指導があり、今年度で端末の調達、事業をやらなければその予算を保証できず、この1年で全ての市町村に取り組みを求めるという状況の中で、各市町村一斉に動いているような状況。

委員：これは買い取りになるのか。

学校教育課学校支援係長：今回購入した端末についてはこちらの備品なので貸与という形で、卒業した場合は新しい生徒に渡していくということになる。

(文化課長より説明)

(図書館長より説明)

委員：本を殺菌消毒する機械は、本が1,000ページくらいあっても、それを1回6冊までという形で本を開きながら入れるのか。そのままの状態に入れるのか。

図書館長：縦置き、横置きと機種や会社によって違うが、例えば縦置きだと、挟んで箱に6冊分置く。そうすると風が当たって、開きながら下から風や紫外線が当たり、殺菌消毒や清掃ができるという機械になっている。

委員：これは貸し出しの時のみ行うのか。

図書館長：返却された本や貸し出しする際など考えたが、特に必要ないという方もいるのではないかと考え、セルフサービスということで実施していきたいと思っている。UV ケアもできているのでお子さんでも安心だと言われている。狙いとしては、お子さん連れの方がやってもらうことによって本を大事にする習慣がつくのではないかと期待している。皆の本を1人1人が大事に扱うという教育にもなると思う。

委員：返却時は今どうなっているのか。

図書館長：表面にカバーがされているので、それを拭き取る形で図書館員が処理している。臭いがついたものなどは乾燥している部屋に持ち込み、風を当てて一つ一つ処理をしていく。

委員：利用者の方は入館時に消毒をして入館されるのか。本の項目別に分かれている所々にも消毒液があるのか。

図書館長：今のところ入口1ヶ所になっている。現在は閉館中。予約受付した図書のみ貸し出ししている。

委員：これは感染に関わらず使用するのか。

図書館長：コロナになる前から県内の先月の独自の調査では、県立図書館をはじめ、県内でも他に4市町村が購入されている。7市町村が予算を検討中という形。新しい図書館が多いが、コロナの前から機器を設置する流れがある。

委員：結構高額だが、紫外線消毒をやる前に100万円くらいするのか。

図書館長：本体価格に輸送量や設置費用、保守料、消耗品代が多少入ってこの金額になる。

(地域力推進課長より説明)

委員：コミュニティ活動促進事業は、毎年区ごとに行っているものの1つなのか。

地域力推進課長：沖縄県の法人で毎年事業があるが、その前提に全国的な団体で一般財団法人の自治総合センターで宝くじを財源とした補助があり、名護市はそれに毎年応募、申請をしている。5地区支部単位で250万の事業を申請しており、名護・屋部・羽地・屋我地・久志の5地区持ち回りで選出しているが、今回名護市が申請して令和2年度事業は選考に漏れた。漏れた市町村に対して沖縄県の法人から独自事業が50万円までになるということを受け、それに申請し決定した。

(文化スポーツ振興課長より説明)

委員：体育館等よくここまで持ったと思う。4ページの資料で引割幕が垂れている部分があり、修繕されていると思われるが、この状態だとおそらく修繕でも効かないと思う。カーテン全体そのものの布の生地が腐っているようなぼろぼろな状態であるからこうなっていると思う。それからすると、5ページの引割幕の結んでいる紐などもかなり劣化して紐の役目を果たしていない。かなり重たい物がぶら下がっているのでいつ落ちてくるのかわからない状態だったのではないかと。是非早急に対策をお願いしたい。

委員：競技場について、修理でやっているが基本的には危ない。安全面で少し不安がある。大ホールの舞台のことも修繕で間に合うのかどうか全体的なことを考えると安全面では危惧される。特に陸上競技場は資料のこのあたりを壊してもいいのではないかと思う状況。早めに対処すべき。

文化スポーツ振興課長：大ホールの舞台については施設の保守管理ということがあり、専門の方々に毎年、年間数回見て指摘を出して頂き、それを整備していつている。かなり古くなってきたということがあり、一度には難しい部分もあるため、この中で危険度が高い部分を専門の方に見て頂いて先に修繕を行う。また陸上競技場についても、かなり危険だと

考えている。メインスタンドについては使えない状況にしている。これを一度取り壊して新しくすると取り壊し費用などかなりの金額がかかり、下の部分は倉庫として活用している。放送室の機能のこともあるので、陸上関係者と協議しながら一度取り壊して新しくした方がいいのか、それとも業者ができるのか検討していく。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第40号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約について

(教育施設課長より説明)

委員：長年、建て替えを検討してきた博物館だったので、いよいよスタートするということが素晴らしいと思う。ここに図はあるのだが、この設計図の模型を見ることはできるのか。もしあれば見てみたい。また、電気関係について、5ページの屋上に設置されているソーラーパネルで十分なのか。

教育施設課長：10キロワットの容量があり、1階の勤務室の電気の容量分という形になる。模型は後日準備したい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第41号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設電気設備工事（博物館棟）請負契約について

(教育施設課長より説明)

委員：文化施設等はスプリンクラーを置かないことがあると聞いたが、これはどういったことか。

教育施設課長：スプリンクラーについてはしっかりとした防火区画等を行っており、消防法上はスプリンクラーまで設置しなくて良いという形で精査している。また、収蔵物に関しては水を嫌う物もある。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第42号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設機械設備工事（博物館棟）請負契約について

(教育施設課長より説明)

委員：手洗いや水洗トイレで雨水を地下に貯めて使用している施設があったと思うが、今は通常の水を使用しているのか。

教育施設課長：はい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第43号 G I G Aスクール情報機器購入請負契約について

(学校教育課主幹より説明)

委員：17ページの設定の要件で名護市から指示されたネットワークを設定するとあるが、

これは学校内か学校間か。

学校教育課主幹：学校内でお互いにアクセスポイントを作る。

委員：例えば、教材を作ってそれを学校間でできるのか。

学校教育課主幹：同じ教材を使うことはできる。

委員：仕様書の要件 13 番の教員向けの ICT の研修は何回程度計画しているのか。

学校教育課主幹：今回この業者を決めた大きなポイントがここになっていて、業者が提案しているのが、各学校のリーダーに研修をするのは最大 7 回という形になる。それだけでなく、ICT 支援員を配置するため、支援員に対しては合計 2 回予定している。Google の指導ができる資格者がいるので業者が派遣して上限 3 回まで対応して頂く。

委員：直接的に先生方を学校ごとに集めるのではなく、学校のリーダーを指導して、そのリーダーが学校の先生を指導するという事か。

学校教育課主幹：はい。

委員：14 番目の学年・教科・単元に対応した出前授業とあるが、これは全学校、全学級、全教科、全単元なのか。

学校教育課主幹：3 年間ずっと設定を変えていかなければならない。先程の上限 3 回とあったものを出前授業として行う。上限 3 回で Google 講師資格認定者が各学校に対応できる。

委員：全学校の学年だけでも結構な数がある。教科になると、小学校、中学校の教科もあり、全てやるのは厳しいのではないか。

学校教育課長：ここは学校側の求めに応じてという形になる。予算の範囲内ではある。

委員：学校間でテレワークはできるのか。例えば、小学校と中学校の合同授業で今のようなか状況の中で、中学校と各小学校を結んでの授業はできるのか。

学校教育課主幹：ネットワークを介して行うには色々な方法があり、Zoom で会議等もやっているので可能。また、タブレット PC を他の学校に持ち運んでも一緒にできるような形にしたいと思っているが、これから決めるネットワーク業者と詰めていく必要がある。

委員：学校間の場合はある程度大丈夫なのか。移動したら少し不具合が出たりするのか。

学校教育課主幹：はい。

委員：17 ページの 13 番は教員向けの研修だが、14 番の学年・教科・単元は誰に向けての出前授業なのか。

学校教育課主幹：学校で要望したものに向けてということになる。

委員：子ども達に向けたということではないのか。

学校教育課主幹：そうではないが、子ども達に向けての依頼も学校の要望に応じてという形になる。

委員：これも教職員向けのタブレットの扱い方、GIGA 構想というものを習得するためのものになるのか。

学校教育課主幹：はい。指導者が来て出前授業で子ども達への授業の仕方を行い、それを先生方が見て学ぶ形になる。

委員：例えば 1 つの学校がやった場合、その学校の先生しか見ることができないのか。

学校教育課主幹：各学校の要望に応じてやる。

委員：各学校の取り組みでお願いできる回数について、先程の話を聞いているとそんなにチャンスはないように思う。

学校教育課主幹：今年度は調達し、台数を整えるということなので、今後調整しながらやっていく予定。ICT 支援員も配置するので、それを含めてまず一番に教師が使えないといけないのでそこに力を入れてやることを考えている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 4 4 号 幼保連携型総合施設建築工事請負契約について

(こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹より説明)

委員：既設の幼稚園があり、新しく作る場所に放課後児童クラブがある。そこを 0 才から 5 才にして、既設の設備を放課後児童クラブにできないのか。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：既存の幼稚園の部分については補助金で整備した施設となっている。平成 23 年にしゅん工ということがあり、補助金の目的に沿った利用となるため、5 歳児（幼稚園児）が使用の対象となる。

委員：デッキスペースは扉が一切無い状態なのか。2 歳児教室の方は扉が付いているのか。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム担当職員：0 才・1 才については、デッキから下に降りて怪我などの可能性があるため柵を設け、出入りはできるようになっている。

委員：遊戯室と 3 歳児・4 歳児側のデッキスペースは子ども達がすぐ上がれるようになっているのか。砂場の所は今、屋根はあるのか。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：幼稚園の砂場はある。整備に合わせて保育所・幼稚園の先生方の希望もあり、移設する考えを持っている。

委員：日陰が今ない状態なので、どこに作るのか気になった。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：現状の砂場をそのまま移設する形で若干広くしていこうと思う。採光ができるだけ遮れるような形。ピロティスペースは庇を前面に出して、0 才から 2 才の子ども達が遊べる形の日陰を作れるような手法を採っている。

委員：小学校側の遊具は 3 才児・4 才児は一切触れないのか。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：はい。認定こども園ということで独立した形になるため、調整してできるかと思うが、現時点では分離される形になる。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム担当職員：遊具について、図面上で遊具が描かれてない状況だが、遊具については 0 才から 5 才までの滑り台やアスレチック等の複合的な遊具については年齢ごとにと低年齢児用と高年齢児用で分けて配置する予定となっている。

委員：汀間区の駐車場を使用予定だと思うが、認定こども園の送迎の時間帯が被り、渋滞してくると思うが、導線などは大丈夫か。そこは区と話をしているのか。

こども育成環境整備プロジェクト・チーム主幹：区と話をしている。前区長と話をしていたが、区長が変わったため話をしていく場を設ける。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第45号 名護市教育支援委員の委嘱について

(学校教育課長より説明)

委員：支援員とよく間違えがちだが、教育支援委員会の調査員か。

学校教育課長：基本的には支援委員会の判定協議のメンバーとして選定しているが、調査員も兼ねている。

委員：再任ではなくて新規になるのか。

学校教育課長：新規になる。1人他の市町村に転勤された教員がおり欠員が出た。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第10号 令和元年度名護市学校給食センター決算の報告について

((教)総務課技幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：収入未済額が6,351万、過年度分が6,362万となっているが、下の合計63,519,571円は上の学校給食負担金の合計と一緒にしている。過年度分の63,629,071円というのは何を表しているのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：給食費の無償化以前の給食滞納金になっている。

委員：これは別途で、会計と関係ないことなのか。過年度分がこれだけあるという1つの報告なのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：はい。その内7,210,640円が収入となっている。

委員：例えば名護給食センターは4,082,604円のマイナスとなっているが、支出の所でマイナスがあるのは、使わなかったということなのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：はい。

委員：これは31年度分のもので、コロナは関係ないのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：3月の分まで入っているの、コロナ分も入っている。

委員：それでも金額が大きい。例えば予算があるのであれば、もっと美味しい物をあげたらいいのではと考える。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：差額を数字で確認すると、3月分の給食費は3,985,000円となっていて3月分欠食分の食材費で13,284,900円ということで、3月分のものでかなりのマイナスになる。

委員：コロナの影響ということでもいいのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：はい。

委員：残額もこの影響で大きくなったのか。

(教)総務課技幹兼学校給食センター所長：はい。

(採決の結果、原案どおり承認)

・報告第11号 名護市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る専決処分事項の報告について

((教)総務課技幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：書面による決議について、運営委員会規則を変えるので、コロナが終わったらまた元に戻すのか、それともそのままなのか。準則ではできなかったのか。規則を変えてしまうとずっと残ってしまう。

(教)総務課総務係長：附則の部分で時限的に謳う場合がある。例えば図書館の開館日や学校運営規則の夏休みの取扱いという部分は臨時的な措置として、その期間を附則の方で変更している。この会議の開催については、今後天変地異など何らかの開催できない事情が生じる可能性があるので、本則の中で万が一緊急の場合ということで、コロナの場合や開催できない特殊な事情があった場合には書面決議といった手法を盛り込んでいるので、今回限りということではない。

委員：他の会議も書面回答になるのか。

(教)総務課総務係長：ものによって書面回答でも対応可能な場合は差し支えない場合は書面決議を行う場合もあるが、教育委員会議や議会などの場合はなかなか書面決議が難しい会議もあるので、このような規定は盛り込んでいない。

委員：委員会の重要度の立ち位置などはどこで誰が決めるのか。委員会は全て重要だと思う。どの委員会でも同じで、全部変えなくてはならないのではないか。委員の了解を得て、附則的な運用で良いのではないか。

(教)総務課総務係長：それぞれの規則の中で、どのような謳われ方をしているかという部分もある。例えば、「その他この規則に規定のない場合には別に定める」などの柔軟に対応できる文言が元々あった場合は、余地はあると思う。謳われていない場合は明確に規則の中で今回のように取扱いを謳わなければ、委員の皆さんが仮に話し合ったとしても、それを読み取れる文言がなければ規則に抵触してしまう場合がある。今回は読み取れる文言が本規則になかったので、明確に改めて手続きを行っている。

委員：第5項の中で、第3項の中「出席」とあるのは「書面回答」と読み替えるとあるが、読み替えるものとするというのは、慣例の言い回しで両方使えるという意味なのか。

(教)総務課総務係長：29ページの対照表の第3項を見て頂いて、委員の議事は委員の過半数、これは議決のことを謳っている。つまり過半数の出席とあるがそれは議決する場合の要件が過半数だが、5項で謳っているのは、書面回答委員の過半数でというように過半数の書面回答があれば議決できるというように読み替えて下さいということで、3項に当てはめてくださいということになる。過半数の判断を行う際の読み替えになる。

教育次長：規則や条例を改正する手法の1つ。前の部分をこういう風に変えたらこの部分はこういう風に読み替えて下さいということ。

(採決の結果、原案どおり承認)

- ・報告第12号 専決処分事項の報告について（教職員の服務規律違反行為に係る内申について）

※ 秘密会

(学校教育課長より説明)

(採決の結果、原案どおり承認)

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 津波みず希